

第4章 景観づくりの取り組み

4.1 取り組み主体

飯綱町の良好な景観を守り、育てていく景観づくりの取り組みには、行政だけではなく、住民・地域、事業者等の協力が必要不可欠です。

各主体がそれぞれの責務と役割を理解し、目標像の実現に向けて、“共動[※]”で取り組んでいくことが重要です。



住民・地域	<ul style="list-style-type: none">・景観づくりに関する理解、協力・景観づくりの施策への協力・景観づくりの活動への参加・周囲に調和する住宅の配慮 等
事業者等	<ul style="list-style-type: none">・景観づくりに関する理解、協力・景観づくりの活動への参加・周囲に調和する事務所、事業所、看板への配慮 等
行政	<ul style="list-style-type: none">・景観づくりの基準、目標、方針等の設定・景観づくりに対する住民・事業者等への意識啓発活動・景観づくり施策の実施・景観に関する支援・景観形成のお手本となる公共施設への配慮 等

※共動

飯綱町の造語で、本来は「協働」と表記しますが、まちづくりは労働ではなく、「共に動く」という意味から、この用語を用いています。第1次飯綱町総合計画でもこの造語を用いており、第2次飯綱町総合計画もこの理念が引き継がれています。

4.2 取り組み方針

良好な景観を守り、育て、さらに創造的な（新たに創り出す）視点も加えて、計画目標を実現するために今後の景観づくりにおいて必要な取り組みの方針を以下のように定めます。

方針1 景観に対する関心を高め、理解を深め、その価値や魅力を共有する

子どもから大人まで誰もが、飯綱町の景観の本質的な価値に気づき、知り、学び、語れる機会やきっかけをつくり、その魅力を共有する。

方針2 飯綱町らしさを反映し、いまある良好な景観を保つために必要なルールをつくり、みんなで守る

飯綱町の景観特性をふまえ、町としてのルールとして位置づけ、これを守ってもらえるしくみや体制づくりに取り組む。

方針3 良好な景観をつくり出している自然・歴史・文化・生活・生業を守り、活かし、継承していく

旧街道の風情、伝統文化や風習を大切に受け継ぐ集落の暮らし、四季の移ろい、実り豊かな農地や森林を適正な状態で持続できるように関係分野と連携して取り組む。

方針4 良好な景観づくりに寄与する主体的な活動の継続や創出を支える

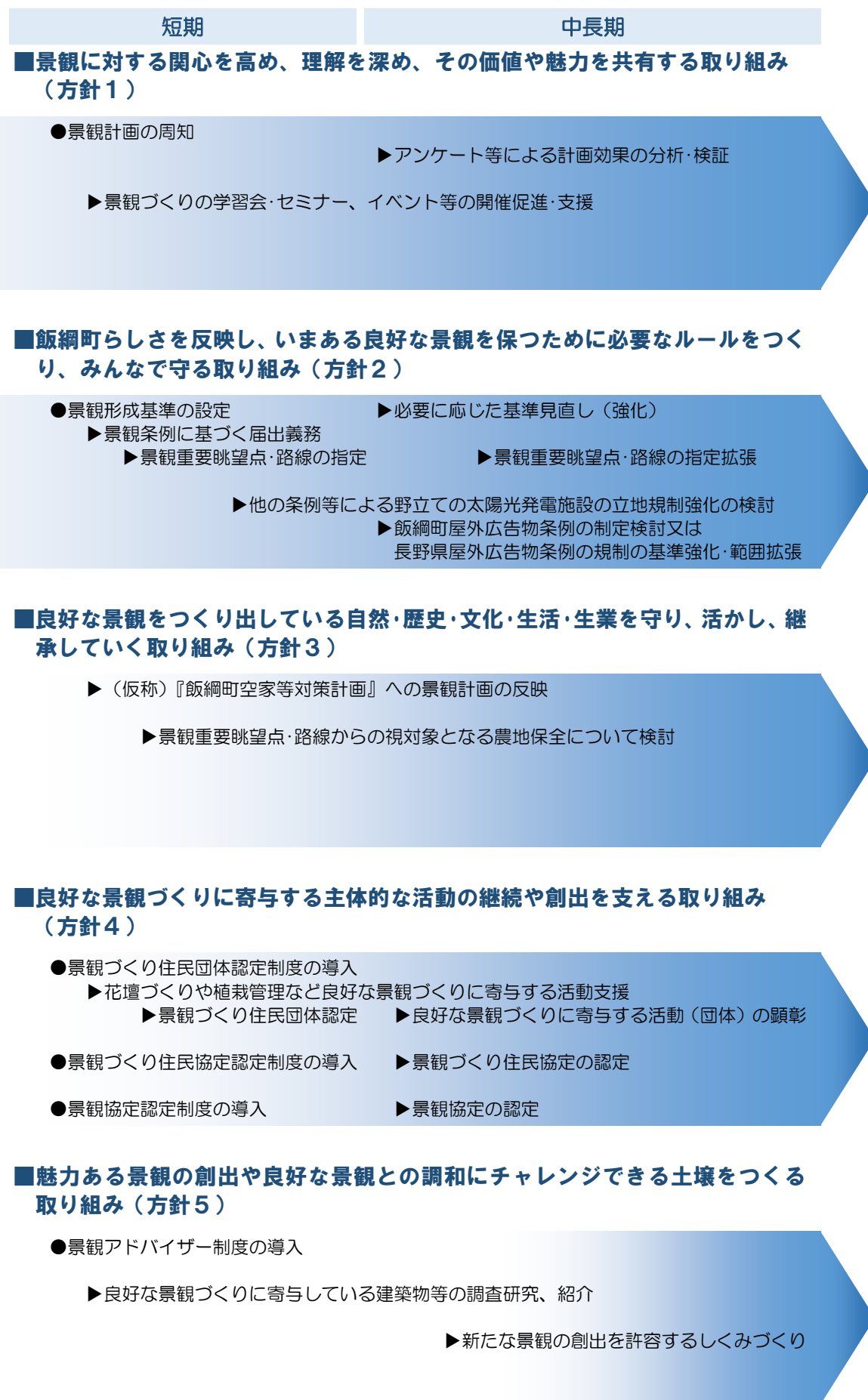
身近な場所での花壇づくりや公園や街路樹の維持管理など、良好な景観を保持し、その価値を高め、魅力を引き出す地域住民や事業者らの主体的な活動の継続・創出支援に取り組む。

方針5 魅力ある景観の創出や良好な景観との調和にチャレンジできる土壌をつくる

建築物や工作物は、良好な景観との調和を図るとともに、いまある景観をより魅力的なものに変え、よりよい景観創造に取り組む。

4.3 方針に基づく取り組みの展開像

() 内は前ページに記載に示した方針の対応番号



北信五岳に抱かれたふるさとの風景を

愛着をもって守り・育て

誰もが住みたい・住み続けたい町